

第 1 法人税基本通達関係

○ リース税制の改正に伴う見直し

【改正の概要】

新リース会計基準の公表に伴い、令和 7 年度の税制改正により、リース税制について次の改正が行われた。

- (1) オペレーティング・リース取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその法人が支払うこととされている金額がある場合には、その支払うこととされている金額のうちその各事業年度において債務の確定した部分の金額をその各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（すなわち、引き続き賃貸借取引として支払賃借料を損金の額に算入する）こととされた（法53）。
- (2) 令和 9 年 4 月 1 日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）の計算の基礎となるリース資産の取得価額については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額に相当する金額を控除しないこととし、リース期間内において定額で 1 円（備忘価額）まで償却できることとされた（令48の 2 ①六④、61①二イ）。
- (3) 新リース会計基準において割賦基準（注 1）が認められなくなったことを契機として、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止された（旧法63、旧令124～128）。

なお、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止後においても、新リース会計基準において引き続き認められるファイナンス・リースに係る収益の計上方法（注 2）により経理された収益の額及び費用の額は、益金の額及び損金の額に算入される（法22、22の 2）。

- (注1) 割賦基準とは、貸手において、リース期間中の各期に受け取るリース料（以下「受取リース料」という。）を各期において売上高として計上し、その金額から各期に配分された利息相当額を差し引いた額を売上原価として処理する方法をいう。
- (注2) 新リース会計基準において引き続き認められるファイナンス・リースに係る収益の計上方法とは、貸手において、リース開始日に貸手のリース料（借手が貸手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、リースにおいて合意された使用料（残価保証がある場合は、残価保証額を含む。）をいう。）からこれに含まれている利息相当額を控除した額で売上高を、原資産の帳簿価額により売上原価をそれぞれ計上し、受取リース料のうち利息相当額を各期の損益として処理する方法又は受取リース料を利息相当額と元本回収とに区分し、当該利息相当額を各期の損益として処理する方法をいう。